

木城町告示第4号

平成26年第1回木城町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成26年2月27日

木城町長 田口 晃史

1 期 日 平成26年3月7日（金）午前9時

2 場 所 木城町議会議場

○開会日に応招した議員

後藤 和実君

堀田 廣幸君

原 博君

税田 輝房君

神野 源生君

山田 秋吉君

宮崎 勝正君

中竹 義一君

中村 一也君

甲斐 政治君

○3月10日に応招した議員

同上

○3月14日に応招した議員

同上

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

平成26年3月7日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 1) 議長の諸般の報告
 - ①議長の会務報告
 - ②例月現金出納検査結果の報告
 - ③補助団体等の監査結果の報告
 - ④議員派遣の報告
 - 2) 町長の行政報告
 - ①町長の政務報告
- 日程第4 町長の施政方針説明
- 日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めるとについて
(損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第6 議案第2号 専決処分の承認を求めるとについて
(平成25年度木城町一般会計補正予算 第5号)
- 日程第7 議案第3号 平成25年度木城町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第8 議案第4号 平成25年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第5号 平成25年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第10 議案第6号 平成25年度木城町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第7号 平成25年度木城町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第8号 平成25年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第9号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第10号 職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第11号 コミュニティ施設「中之又笑楽校」の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第12号 木城町ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例の制定について

- 日程第17 議案第13号 木城町石河内活性化センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第14号 木城町営マイクロワンマン自動車運行条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第15号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第16号 木城町畜産振興資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第17号 社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第18号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第19号 木城町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第20号 木城町一時保育事業実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第21号 木城町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第22号 木城町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第23号 木城町営一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第24号 木城町山村定住住宅の設置、管理及び譲渡に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第25号 木城町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第26号 木城町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第27号 木城町健康増進センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第32 議案第28号 平成26年度木城町一般会計予算
- 日程第33 議案第29号 平成26年度木城町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第34 議案第30号 平成26年度木城町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第35 議案第31号 平成26年度木城町下水道事業特別会計予算
- 日程第36 議案第32号 平成26年度木城町介護保険特別会計予算
- 日程第37 議案第33号 平成26年度木城町後期高齢者医療特別会計予算

- 日程第38 議案第34号 木城町健康増進センターの指定管理者の指定期間の変更について
日程第39 議案第35号 木城町ふれあいプラザの指定管理者の指定について
日程第40 議案第36号 第五次木城町総合計画基本構想について
日程第41 議案第37号 西都児湯いじめ問題調査委員会の共同設置について
日程第42 議案第38号 西都児湯いじめ問題対策専門家委員会の共同設置について
日程第43 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第44 委員会付託の省略
日程第45 議案に対する質疑
日程第46 各常任委員会議案審査付託
日程第47 散会
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸報告
 1) 議長の諸般の報告
 ①議長の会務報告
 ②例月現金出納検査結果の報告
 ③補助団体等の監査結果の報告
 ④議員派遣の報告
 2) 町長の行政報告
 ①町長の政務報告
日程第4 町長の施政方針説明
日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めるについて
 (損害賠償の額を定めることについて)
日程第6 議案第2号 専決処分の承認を求めるについて
 (平成25年度木城町一般会計補正予算 第5号)
日程第7 議案第3号 平成25年度木城町一般会計補正予算 (第6号)
日程第8 議案第4号 平成25年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号)
日程第9 議案第5号 平成25年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算 (第4号)
日程第10 議案第6号 平成25年度木城町下水道事業特別会計補正予算 (第3号)
日程第11 議案第7号 平成25年度木城町介護保険特別会計補正予算 (第3号)

- 日程第12 議案第8号 平成25年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第9号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第10号 職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第11号 コミュニティ施設「中之又笑楽校」の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第12号 木城町ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第13号 木城町石河内活性化センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第14号 木城町営マイクロワンマン自動車運行条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第15号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第16号 木城町畜産振興資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第17号 社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第18号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第19号 木城町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第20号 木城町一時保育事業実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第21号 木城町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第22号 木城町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第23号 木城町営一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第24号 木城町山村定住住宅の設置、管理及び譲渡に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第25号 木城町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第26号 木城町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第27号 木城町健康増進センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

- 日程第32 議案第28号 平成26年度木城町一般会計予算
日程第33 議案第29号 平成26年度木城町国民健康保険事業特別会計予算
日程第34 議案第30号 平成26年度木城町簡易水道事業特別会計予算
日程第35 議案第31号 平成26年度木城町下水道事業特別会計予算
日程第36 議案第32号 平成26年度木城町介護保険特別会計予算
日程第37 議案第33号 平成26年度木城町後期高齢者医療特別会計予算
日程第38 議案第34号 木城町健康増進センターの指定管理者の指定期間の変更について
日程第39 議案第35号 木城町ふれあいプラザの指定管理者の指定について
日程第40 議案第36号 第五次木城町総合計画基本構想について
日程第41 議案第37号 西都児湯いじめ問題調査委員会の共同設置について
日程第42 議案第38号 西都児湯いじめ問題対策専門家委員会の共同設置について
日程第43 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第44 委員会付託の省略
日程第45 議案に対する質疑
日程第46 各常任委員会議案審査付託
日程第47 散会

出席議員（10名）

1番 後藤 和実君	2番 堀田 廣幸君
3番 原 博君	5番 税田 輝房君
6番 神野 源生君	7番 山田 秋吉君
8番 宮崎 勝正君	9番 中竹 義一君
10番 中村 一也君	11番 甲斐 政治君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 中井 諒二君 議事調査係長 鍋倉 貴行君
書 記 眞崎 哲子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	田口 晃史君	副町長	半渡 英俊君
教育長	中竹 聖子君	総務課長	横田 学君
財政課長	田中 義彦君	会計管理者	伊藤 章君
企画課長	淵上 達也君	環境整備課長	石井 雄二君
教育課長	加藤 伸一君	税務課長	長友 英親君
福祉保健課長	中村 宏規君	町民課長	押川 道彦君
産業振興課長	間吉田辰郎君	監査委員	桑原 正憲君

午前9時00分開会

○事務局長（中井 諒二君） 皆様、おはようございます。議会の開会に先立ち、ご案内いたします。携帯電話をお持ちの方はマナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度、ご確認ください。

それでは、皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（甲斐 政治） おはようございます。本日は議会広報のため議場内で写真撮影を行いますのでご了承願います。

定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。

ただいまから平成26年第1回木城町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

平成26年第1回木城町議会定例会の会期日程予定表及び本日の議事日程については、3月3日に開催いたしました議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（甲斐 政治） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、後藤和実君、2番、堀田廣幸君を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（甲斐 政治） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月14日までの8日間にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月14日までの8日間に決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（甲斐 政治） 日程第3、諸報告を行います。

これより議長の諸般の報告について、議長の会務報告、例月現金出納検査の結果の報告、補助団体等の監査結果の報告、議員派遣の報告を行います。

まず、議長の会務報告を行います。別紙議長の会務報告により、主なものを報告いたします。では、報告をいたします。

1 2月議会定例会以降の会務について、主なものを報告します。

1月23日、執行部、農業委員会、商工会、JA、認定農業者協議会、40名余りの参加をいただき、木城町の農業を考える懇談会が行われました。さまざまご意見をいただき、貴重なご意見をいただきました。

1月29日、宮崎県町村議会議長会時局講演会が綾町で行われ、全員の参加をいただき2014年政局を展望する、安倍政権の行方の題で時事通信社解説委員の山田恵資氏の講演を拝聴いたしました。

2月12日、児湯郡市町村議会議長会定例会が都農町で行われ局長と出席いたしました。平成26年度年間行事計画の協議を行い承認をいたしました。その後、児湯郡、西都市選出県議会議員の押川、坂口、松村、凶師四氏との意見交換会を行いました。私は、大規模災害における防災、防災対策の公的支援が沿岸部に集中している。中山間地域、僻地もインフラの整備をしなければ孤立することもあるので対策を講じるように要望いたしました。

2月20日、県町村議会議長会の第65回定期総会が宮崎市で開催され、局長と出席いたしました。開会に当たり県知事、県議会議長より祝辞をいただき議事に入りましたが、平成26年度の行事計画、予算、町村負担金分賦、互助会予算の審議を行い承認をいたしました。その後、新田原基地司令の内倉浩昭氏による、我が国周辺の情勢と自衛隊の演題で講演を拝聴しましたが、大変わかりやすく好評でありました。

2月21日、恒例になっております川南、木城両町議会合同協議会が本町で開催され、田口町長にもご挨拶をいただいたところです。今回は、市町村アカデミー客員教授の大塚康男先生より、議会人の危機管理について講義を受けましたが、具体的な事例や判例を上げながら分かりやすく説明され、2時間が短く感じられました。大変、有意義な合同会であったと考えます。

2月26日、九州の自立を考える会による第6回広域行政セミナーが福岡市で開催され、初め

て出席いたしました。道州制をにらみ福岡県、熊本県の駆け引きの舞台かなと想像しておりましたが、会長の福岡県議会蔵内会長の挨拶の中で政治的な理念を超えて九州の自立を考える。道州制や広域行政は手段であって、中身が大事であると、また、インフラ整備は、広域連携には不可欠であるとの指摘をされ、共感したところであります。会に先立ち、福岡県知事、県議会議長の来賓の挨拶、また、第1回優秀政策提言表彰式等があり、その後、国土交通省九州地方整備局長の岩崎氏による、九州の発展と安全、安心のための演題で講演を拝聴しました。短い時間でありましたが、大変参考になったところであります。

以上で、議長の会務報告を終わります。

次に、例月現金出納検査結果の報告、補助団体等の監査結果の報告については、別紙がお手元に配付してありますので、それより報告にかえます。

次に、議員派遣の報告を行います。会議規則第127条第1項の規定により、議員派遣された件は、別紙議員派遣の報告のとおりであります。

報告書第1番、宮崎県町村議会議長会主催、時局講演会の件、報告書3番、川南、木城町両町議会合同協議会の件については、先ほどの議長の会務報告の中で報告いたしましたので省略いたします。

報告書2番、市町村議会議員特別講座Ⅱの件について、1番、後藤和実君の登壇報告を求めます。1番。

○議員（1番 後藤 和実君） 議員派遣報告、平成25年度市町村議会議員特別講座に、神野源生議員と私、2名で平成26年2月3日から5日にかけて、千葉県千葉市にある市町村アカデミー研修センターに行きました。

内容としては、午後1時30分から開校式があり、広瀬克哉法政大学法学部教授の地方議会議員の使命という講義がありました。人口縮小時代の自治体経営の課題では、これまでどおり、全ての政策が実行できることは困難であり、このことについては、町民に対しても合意形成が必要であるということでした。人口が減少、高齢化の増加する自治体は、その実情に応じた適正戦略を選ぶ必要があります。

また、議会の使命が社会で共有されていない反面、議会基本条例が広がり、議会報告会は全国で500自治体となっております。議会改革は着実に進んでおり、一問一答、反問権、自由討議など審議が活性化し、10年前の議会とはさま変わりしています。住民に見えにくい従来型の議会の仕事では、事前非公式の調整で実体的なことが決まっていたことが、問題は決まったことに対し、住民の理解が得られない場合、その議決権が町民に納得される議会でなければなりませんということでした。

2日目に、午前9時から一橋大学大学院法学部研究科、辻琢也教授の人口減少時代のこれから

の自治体行政の講義がありました。

人口構造の変化で、史上かつてない人口減少で、都市も地方も減少し、高齢者の急増と、過疎地域は無居住地、つまりは住民の住んでいない家がふえていきます。

人口は、2004年がピークで、1億2,784万人、高齢化率は19.6%であります。2030年になると1億1,522万人で、高齢化率が31.8%、2050年は9,515万人で、高齢化率が39.6%になります。

また、単独世帯が4割のうち高齢者の単独世帯が5割に達します。住宅の需要は減少し、人口規模が小さい市町村ほど人口の減少率が大きく、生活に必要な施設へのアクセスが困難な高齢者世帯が急増します。人口減少に伴い生活関連サービスが提供困難や割高になります。特に市町村では、公共施設の維持管理や更新費の増加が現在の2倍となると予想されています。

こういった状況の中において、今後、集約的なまちづくりが求められています。

まず、公共施設の他町村との共有化、各市町村で話し合い、構築物を共有化し、単独建設は避けるべきでありますということでした。

3日目の午後1時から、3日目の午前中まで、北海道大学、宮脇淳教授の地方議会における政策の講義と政策立案演習がありました。

内容は、子育て支援、高齢者福祉、介護保険、地域の活性化の4班に分かれて、神野議員は地域活性化の政策立案演習に行かれました。私は、子育て支援に7名で政策立案を行い、それぞれの参加者の地域の問題点を出し合い論議し、政策立案を行いました。

メンバーの中には、元福祉部長をされた議員の方がおられましたのでよいアドバイスがあり、大変参考になりました。

その後、班ごとの演習があり、質疑応答、教授の講評があり、受講者で班の順位を決めました。その後、神野源生議員が代表で受講者証明書を授与され、全日程を終えました。

市町村議会議員研修特別講座はことしで2回目の受講でありましたが、福岡県大野城市は7名の議員が受講されていました。本町においても任期中に1回はぜひ受講してもらいたいと思っています。

以上で、議員派遣報告を終わります。

○議長（甲斐 政治） 1番、後藤和実君の報告が終わりました。

以上で、議員派遣の報告が終わりました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、町長の行政報告を行います。町長の政務報告について、町長の報告を求めます。町長。

○町長（田口 晃史君） 政務報告を行います。

まず、平成26年第1回木城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かと

ご多様の中にご出席賜り、厚くお礼申しあげます。

25年12月定例議会以降の政務について、主な事項のみ報告をさせていただきます。

まず初めに12月の20日ではありますが、宮崎財務事務所長が来庁されました。内容は、当町の財務状況、それから、公共料金等の設定、今後の木城町の財政等について意見交換をさせていただいたところでございます。

次に、1月1日ですが、26年木城町成人式をリバリスで開催をいたしましたところでもあります。議員各位にはご出席をいただきましたが、59名の参加者がございました。内容については、省かさせていただきます。

1月6日ですが、平成26年仕事始め式を庁舎3階で行ったところでもあります。職員はもちろんですが、議長、農業委員会長にもご出席をいただき、特に、議長にはご挨拶もいただいたところでございます。

私からは、新年を迎えて、木城町の発展と町民の福祉の向上に新たな気持ちで取り組むように職員に訓示をいたしましたところでございます。

次に、1月の12日ではありますが、26年の木城町の新春を飾る木城町消防始め式を開催いたしました。団員は、日ごろから非常に消防活動に熱心であります。また、真面目な一面を見受けているところでございます。結果は、1位に8部、田神が優勝いたしまして、2位に7部、高城地区、3位に10部、石河内地区でありました。第2分団のほうの活動がいま一つかなというような反省もしたところでございます。

13日ですが、第4回宮崎県市町村対抗駅伝競走大会が行われまして、ことしも選手の皆さんには大変頑張ってくださいました。17町村の部で、11位の成績を残していただいたところでもあります。26年度は、シューズ等の選手の待遇改善を図っていきたいというふうに考えたところでございます。

1月の23日ですが、木城町の農業を考える会の意見交換会、先ほど議長のほうから方向がございましたので、省かさせていただきます。

次に、28日ですが、国民参加の森づくり活動に関する協定調印を西都森林管理署の秋山署長と交わしたところでございます。これは、石河内のえほんの郷、それから旧小学校の上のほうであります。この伐期が来ておりまして、石河内集落が契約を結んでおりましたが、ここを遊々の森として、木城町との契約をお願いし、森林管理署の許可がおりまして、約400ヘクタール弱であります。30年間、平成56年までの調印を行ったところでございます。

次に、2月の6日でございますが、誘致企業との意見交換会を約10年ぶりに開催をしたところでございます。誘致企業全6社の代表者初め、議長、産建委員長、商工会長のご出席をいただき、さまざまな意見をいただき大変有意義な意見交換であったと思います。必要でございました

ら、会期中の中でお聞きいただければありがたいと、そのように考えております。

次に、2月の17日であります。名誉町民故鶴田様の一周忌を迎えておりましたので、私ども代表して3名でお参りをさしていただいたところでございます。

それから、2月の26日ですが、宮崎県市町村消防広域強化推進計画（案）が県のほうから説明があったところであります。県の危機管理統括官、橋本統括官、それから県の消防保安課長がお見えになりまして、高鍋町で行ったところであります。常備消防で非常に消防力の弱いところと、そうでないところと統合しようという案でありまして、例えば、串間市と日南とか、と、地域の場合は、東児湯消防と西都市消防というようなことで、東児湯消防としては、今計画の真っ最中でありまして、当面は無理だということでお断りをしたところでございますけれども、議論だけは参加していただきたいというような意見がありまして、この議論につきましては、初めのうちは高鍋の管理者であります高鍋町長、東児湯消防の管理者であります高鍋町長と、消防長が参加をするということで、大事な局面に達した場合は、全町長で協議をするということになったところでございます。

以上で、政務報告を終わらせていただきます。

○議長（甲斐 政治） 以上で、町長の行政報告は終わりました。これで諸報告を終わります。

日程第4. 町長の施政方針説明

○議長（甲斐 政治） 日程第4、町長の施政方針説明を行います。

これより町長の施政方針説明を求めます。町長。

○町長（田口 晃史君） 平成26年第1回木城町議会定例会にあたり、平成26年度の町政運営に関する施政方針を申し上げ、議員各位を初め、町民の皆様のご理解を賜りたいと存じます。

平成26年度の我が国経済は、消費税引き上げに伴う駆け込み需要の反動減には留意が必要でありますが、本年度の補正予算5.5兆円と26年度の経済対策により、年度を通してみれば前年度に引き続き堅調な内需に支えられた景気回復が見込まれるものと考えております。

本町におきましては、小丸川発電所の固定資産税により収支の均衡は取れておりますが、より一層徹底した歳入確保や、歳出全般にわたる見直しを行い、町民のニーズに適切に対応する行政サービスが展開できるよう措置いたしました。

特に、町民本位の福祉向上と地域の発展や、農林業の振興、教育の充実、安全で安心な暮らしのための予算編成を行ったところでございます。

本町は、これまでも財政の健全化や住民の福祉向上を目指して行財政改革に取り組んでまいりましたが、将来世代に迷惑をかけないためにも、引き続き事務事業の改善や行政経費の削減等に積極的に取り組んでいく必要があると考えます。

こうした中、当初予算は39億6,900万円とし、予算編成に当たっては、必要かつ重要な事業について計上いたしました。主な項目について述べさせていただきます。

快適で安全な生活環境の整備についてでございます。

日常生活を安全で快適に暮らすには、道路や上・下水道などインフラの整備が重要であります。

町道は、住民生活に直接関わるものであり、交通の安全の確保や通学路の安全確保の面からも計画的な整備が必要であります。また、老朽化の激しい橋梁や路面の維持修繕工事を計画的に実施し、長寿命化を図ることといたします。

水道整備については、石河内地区水道の濁度対策を実施し、安全な飲料水の確保を行うことといたします。また、町水道区域内の2戸以上の住宅開発箇所については、積極的に水道本管敷設を行い、民間住宅建設のバックアップを行ってまいります。

下水道整備については、本管工事が完了しましたので、今後は各家庭の加入促進に努めるとともに、水道と同じく民間住宅建設の維持を図ってまいります。なお、当事業区域外につきましては、合併浄化槽の普及を進め生活環境の向上を図っていきたくと考えます。

防災対策につきましては、東日本大震災を教訓とした対策のほか、災害時の被害を最小限度に抑えるための減災対策の普及啓発など、災害に強いまちづくりを推進いたします。

具体的には、想定される南海トラフ巨大地震への対策や、昨年国土交通省が発表した集中豪雨等による小丸川浸水想定へ備えるため、木城町地域防災計画を見直し、防災体制の充実強化を図ります。あわせて、住民の避難訓練や自主防災組織の設立支援を行うなど自助、共助による住民の防災意識の高揚に努めてまいりたいと存じます。

今後も、住民の生命を最優先として、住民が安全で安心して暮らせる地域づくりを進めるため、関係機関と連携を強化し、さらに消防団の機能充実や防災士の養成を図り、地域防災力の向上に努めたいと存じます。

農林業の推進についてであります。

国は、昨年末に、農林業地域活性化創造プランをまとめ、強い農林水産業の実現に向けた4つの改革を推進することを決めました。

改革の内容は、農地中間管理機構の創設、2つ目に、日本型直接支払制度の創設、3つ目に、経営所得安定対策の見直し、4つ目に、水田フル活用と米政策の見直しであります。

まず、農地中間管理機構を利用し、農地の有効利用や農業経営の効率化を進めるため、意欲と能力のある担い手——いわば認定農業者であります——に農地を集積し、経営基盤の強い農家を育成いたします。

そのためには、受け手となる担い手の確保が最重要であります、認定農家の育成強化、新規就農者の育成に努めてまいります。

また、担い手の確保が困難な集落につきましては、集団的、効率的な営農を行う集落営農組織の育成を図り、耕作放棄地の解消に努めてまいりたいと思います。

基盤整備につきましては、農地中間管理機構の創設により農地の集積・集約化が進み、経営規模が拡大することから、使用する機械が効率的な作業ができるよう農道整備、区画整備等についての新たな計画策定に取り組むことといたします。

さらに、日本型直接支払制度の創設により集落単位で農家みずからが農地の資源向上活動に取り組む活動を推進し、農地の保全に努めます。

また、経営所得安定対策、米政策につきましては、焼酎用加工米、飼料米、米粉用米等について需要に応じた推進を行い、二毛作助成や耕畜連携助成を活用することで水田の有効活用及び農家の所得向上を図ります。

新規作物の推進につきましては、オリーブの植栽を推進し、将来における耕作放棄地解消と新たな特産品化への研究を進めたいと思います。

畜産の振興につきましては、口蹄疫などの法定伝染病が二度と発生しないよう、農家へのさらなる防疫意識の啓発と官民一体となった防疫体制の強化に努めます。

口蹄疫発生以降全国的に素牛不足による子牛価格の高騰や円安による飼料高騰などにより、肥育農家は厳しい経営を強いられております。計画的な素牛導入ができるよう、木城町畜産振興資金貸付金による貸付額の拡大を行い、畜産農家の経営安定を支援し、優良家畜導入の推進に努めます。

林業につきましては、昨年秋ごろから木材価格が持ち直してまいりましたが、依然として木材需要は伸び悩んでおり、厳しい状況でございます。このような中で、現在、郡内に建設中のバイオマス発電所に供給する未利用材の活用促進に努め、森林施業の効率化、森林の持つ多面的機能の維持を図りながら作業効率化に必要な林道、作業道等の整備や町有林の活用等、適宜対応することといたします。

有害鳥獣対策について、全国的に増加傾向にある鳥獣被害は、本町においては補助事業を最大限に活用したことで一定の成果がみられております。今後も鳥獣アドバイザー等を配置し、さらに特定捕獲員を常時配置することといたしました。なお、希望者には狩猟免許に必要な経費の一部を助成することといたします。

福祉対策につきまして、少子高齢化対策は社会的な重要な課題となっておりますが、本町においては、町立めばえ保育園の建設を機に、さらなる子育て環境の充実を図ってまいりたいと思います。

町立めばえ保育園については、併設したふれあいプラザを利用される高齢者の方と園児が、自然に触れ合うことのできる場を提供し、高齢者の生きがいづくりや、園児の情操教育の向上につ

なげてまいります。また、今まで5歳児を対象としていた特色ある就学前保育事業を4歳児から行うこととともに、新たに、あいうえお教室という言葉のカリキュラムをふやし、楽しみながら学べる環境の向上を図りながら、園児の個性を生かした能力開発につなげたいと思います。

さらに、子育て支援センターの充実化を図るとともに、乳幼児の健康検診や5歳児の健康相談事業を拡充し、子育て相談、子育て支援の環境の向上を図ります。また、子どもたちの健康を守るために、新たにインフルエンザやロタウイルス等の任意予防接種費用に係る一部助成を開始いたします。

高齢者対策につきましては、昨年ついに高齢化率が30%を超え、ひとり暮らしの高齢者世帯も増加する中、地域で支え合う見守りネットワークの構築が必要となっております。地域包括支援センターを中心として、高齢者を取り巻く課題に的確に対応できるよう関係機関や関係施設の包括的な体制を構築し、きめ細やかなサービスが行えるよう努めてまいります。

介護保険事業については、現在、国において、介護予防サービスの一部、地域支援事業へ移行するなどの見直しが進められております。本年度は、平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険計画の策定年度であり、国の動向を注視しながら、利用者のニーズに応えられるよう計画を策定することといたします。

住民の健康増進につきましては、個人の各種健診の受診履歴等を一元化できる健康管理システムを導入し、保健指導や健康相談等に役立てる一方、未受診者の訪問指導を強化し、住民健診の受診率の向上や疾病の早期発見、早期治療につなげていきたいと思っております。

また、健康教室や介護予防教室の開催を通して、参加者の健康増進や啓発に努めるとともに、各種の予防接種や、がん健診などを引き続き実施し、医療費の抑制につなげるよう、住民の健康づくりを重点的に取り組むことといたします。

人づくりと教育についてでございます。

教育は、人間形成の基本をなすものと考えます。

子供たちの学力、体力の低下や社会性の欠如が懸念される今日にあって、次代を担う木城の子供たちが心の豊かさと創造性を高め、新しい時代に対応し得る能力を育むために、知、徳、体のバランスのとれた教育を推進します。また、義務教育のさらなる充実を図るため、小・中学校の一貫連携教育を強化するとともに、キャリア教育の推進に努めることといたします。

義務教育は、確かな学力の定着と向上、健康な身体、豊かな心を身につけることが大切です。平成26年度も引き続き、小・中学校に学力向上サポーターを配置し、学力の向上を図ります。なお、引き続き教育費の保護者負担の軽減に努めてまいります。

近年、児童生徒の安全が脅かされている現状から、登下校時における見守りを実施し、子どもたちが安全に安心して生活できるよう、家庭、学校、地域の連携を強化し、地域ぐるみで青少年

の健全育成に取り組んでまいります。

生涯学習の推進と、社会教育の充実につきましては、長寿社会の中で、その重要性が増していることから、町民一人一人の学習ニーズに応えることができる、生涯学習の基盤整備と内容の充実に努め、各種講座の開講や公民館活動等を積極的に推進し、生きがいつくりと町民の親睦と交流を図りたいと思います。

また、スポーツの振興につきましては、町民誰もが身近にスポーツに親しむことができる環境を整備し、生涯スポーツの振興に努め、町民の体力向上と健康づくりを図りたいと思います。

次に、環境対策についてでございます。

環境問題は、生活の多様化に伴い、ごみ対策、水質汚染、地球温暖化などさまざまな問題が生じています。

本町では、木城町一般廃棄物処理基本計画に沿って、ごみの減量化、資源化、再利用の推進や生活排水の保全を住民と行政が一体となって、美しいまちづくりに取り組むことが大切と考えます。

また、地球温暖化対策として、木城町地球温暖化対策実行計画を策定し、公共施設の節電、クリーンエネルギーの導入、省資源化の推進を行い、温室効果ガスの削減を図るとともに、町全体への波及に向けた啓発等を行っていききたいと思います。

観光と交流事業についてであります。

人口の減少傾向はようやく歯どめがかかってまいりましたが、少子高齢化や不安定な景気動向の中で、地域を盛り上げ、活性化していくためには、交流人口の拡大を図っていく必要がございます。

恵まれた自然と共存しながら、積極的にイベントを展開する、川原自然公園や木城えほんの郷においては、施設の魅力を積極的に情報発信しながら、来場者の拡大と多くのリピーターが訪れるよう集客を高めていくことといたします。

中八重緑地公園については、サッカーやラグビーのできる施設として情報発信に努め、旧石河内小学校をスポーツ合宿や各種の研修施設として魅力を高めるために、補助事業等に積極的に取り組みます。また、テニスコートを新たに整備し、地域に経済効果があらわれるよう展開していきたいと存じます。

なお、九州電力株式会社ピノックQパークについては、小丸川発電所の見学と中八重緑地公園の魅力を増大させるために、町において積極的な活用を図ってまいりたいと考えます。

木城温泉館湯ららにつきましては、サービスの向上に努めながら、利用される方の満足感を満たし、憩いの空間を提供できる施設として入場客の増を図ることに努めてまいります。

地域の活性化のために、これらの施設の連携を強化するとともに、利用者の増加が消費という

経済効果につながるよう、本町のみならず近隣市町村と協力し、地域力を高めながらイベント等の展開をし、交流人口の拡大を目指したいと考えます。

商工業の振興と景気対策についてでございます。

景気の向上が期待される中、T P Pや、国際緊張の高まり、予期せぬ大規模自然災害等、経済を取り巻く環境は、なお不安定な要素を多く含んでおります。

町内の商工業におきましても、町外の大型商業施設への購買力の流出等、経済状況は依然厳しいものがありますが、町内経済の流通に寄与するプレミアム商品券を発行し、町内商業の活性化を図っていきたいと思います。

また、特産品等につきましては、都市部への流通を視野に入れた助言、支援を行い、農産物を利用した6次産業化を目指し、特産品開発や生産性の向上のため、フードビジネスを積極的に展開したいと思います。

企業誘致につきましては、県や町の企業奨励措置の情報発信に努め、企業の誘致を進めるとともに、既存の企業の経営安定のために、国、県の施策の情報提供に努め、安定した町内雇用を図りたいと思います。

交通安全及び防犯対策についてであります。

本町を取り巻く交通環境は、東九州自動車道の開通、主要県道の整備及び町内企業への通勤者により、中心部の交通量が増加しており、官民を挙げて交通安全対策の取り組みを強化しなければなりません。

このような中、町内での交通事故は減少傾向にはありますが、町民が不なれな外出先で交通事故に遭うケースが多く発生しており、今後も継続して重大事故を引き起こす原因となる飲酒運転の根絶や、シートベルト着用の徹底のほか、外出時の交通安全について啓発活動の充実に努めてまいります。また、特に高齢者が被害者、加害者となる交通事故が増加傾向にあり、高齢者を対象とした交通安全教室の開催など積極的に取り組むことといたします。

防犯対策につきましては、近年、児童生徒や高齢者が被害者となるケースが増加傾向にあり、関係機関と連携して防犯パトロールや啓発活動などの取り組みを強化したいと思います。

なお、ここには掲載しておりませんが、高齢者がだまされやすい振り込み詐欺等につきまして、被害に遭わないよう喚起をしてまいりたいと思います。

施設等の整備についてであります。役場庁舎は、築30年以上経過し手狭な状況にあり、権限委譲等により増大する行政需要等への対応や、南海トラフ巨大地震に備えるため、庁舎北側のプレハブづくりの附属棟の建てかえを計画したところでございます。

町営住宅の整備につきましては、平成25年度に作成いたしました公営住宅等長寿命化計画に基づいた住宅整備を行うとともに、引き続き住宅建設に取り組むことといたします。なお、既存

住宅の改修を計画的に行い、施設維持管理費の軽減を図ってまいります。

また、災害危険区域に昭和38年度に建築いたしました石河内住宅を撤去することといたしました。

次に県道整備についてであります。町内には、県道5路線が走っており、緊急輸送道路である東郷西都線の松尾工区1.8キロの整備促進、高城橋の架けかえ等を引き続き県に力強く、積極的な要望をしてまいりたいと思います。その他の路線につきましても、歩道の設置や舗装、補修等に引き続き、要望を行ってまいります。

以上、主な政策について申し上げましたが、先人達が営々と築いてこられました歴史や文化、恵まれた自然環境を将来に継承し、町民の幸せと町の発展に向けて努力をしてまいりたいと存じます。

どうぞ議員の皆様にはご理解いただき、ご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、施政方針といたします。

○議長（甲斐 政治） これで、町長の施政方針説明を終わります。

日程第5. 議案第1号

日程第6. 議案第2号

日程第7. 議案第3号

日程第8. 議案第4号

日程第9. 議案第5号

日程第10. 議案第6号

日程第11. 議案第7号

日程第12. 議案第8号

日程第13. 議案第9号

日程第14. 議案第10号

日程第15. 議案第11号

日程第16. 議案第12号

日程第17. 議案第13号

日程第18. 議案第14号

日程第19. 議案第15号

日程第20. 議案第16号

日程第21. 議案第17号

日程第22. 議案第18号

日程第 23. 議案第 19号

日程第 24. 議案第 20号

日程第 25. 議案第 21号

日程第 26. 議案第 22号

日程第 27. 議案第 23号

日程第 28. 議案第 24号

日程第 29. 議案第 25号

日程第 30. 議案第 26号

日程第 31. 議案第 27号

日程第 32. 議案第 28号

日程第 33. 議案第 29号

日程第 34. 議案第 30号

日程第 35. 議案第 31号

日程第 36. 議案第 32号

日程第 37. 議案第 33号

日程第 38. 議案第 34号

日程第 39. 議案第 35号

日程第 40. 議案第 36号

日程第 41. 議案第 37号

日程第 42. 議案第 38号

日程第 43. 諮問第 1号

○議長（甲斐 政治） 次に、議案上程を行います。

提出されました日程第 5、議案第 1号から日程第 43、諮問第 1号に至る議案については、朗読は省略し、町長から一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田口 晃史君） ただいま上程いただきました議案第 1号から議案第 38号に至る 38議案及び諮問第 1号について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第 1号は、専決処分の承認を求めるについてであります。

専決処分の承認を求めるのは、自動車事故の損害賠償の額を定めるについてであります。

事故の概要は、平成 25年 12月 29日午後 2時ごろ、町道春山線を走行中の高鍋町在住の男性が運転する軽自動車に、横断用グレーチングふたがはね上がりエンジンを破損した車両損傷事故でありました。

車両の修理代は 18万 1,545円で、全国町村会総合賠償保険の審査により、全額保険で賄

うことで示談が成立したため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年1月20日に専決処分をしましたので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

議案第2号は、専決処分の承認を求めます。

専決処分の承認を求めるとは、平成25年度木城町一般会計補正予算第5号であります。

臨時福祉給付金が閣議決定され、この支給に伴う事務が発生いたしました。これを報告し承認を求めます。

補正予算第5号は、予算の総額に歳入歳出それぞれ77万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ43億6,077万円にするものであります。

歳入は、国庫支出金77万円、歳出は、民生費77万円であります。

議案第3号は、平成25年度木城町一般会計補正予算第6号であります。

補正予算第6号は、予算の総額に歳入歳出それぞれ2,661万円を追加し、予算の総額をそれぞれ43億8,738万円にするものであります。

歳入の主なものは、町税1,910万円、国庫支出金239万3,000円、県支出金減額551万4,000円、諸収入842万8,000円等であります。

歳出の主なものは、総務費減額2,668万7,000円、民生費減額1,080万6,000円、農林水産業費減額1,838万7,000円、土木費減額2,151万4,000円、予備費1億2,894万9,000円等であります。

議案第4号は、平成25年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号であります。

補正予算第2号は、予算の総額に歳入歳出それぞれ2,298万7,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ9億4,528万3,000円にするものであります。

歳入の主なものは、国民健康保険税減額1,979万円、国庫支出金減額2,954万9,000円、繰越金8,752万1,000円等であります。

歳出の主なものは、保険給付費1,900万円、共同事業拠出金減額827万8,000円、予備費1,253万5,000円等であります。

議案第5号は、平成25年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算第4号であります。

補正予算第4号は、予算の総額から歳入歳出それぞれ922万7,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ1億3,233万9,000円にするものであります。

歳入は、使用料及び手数料48万円、分担金及び負担金28万円、繰入金減額1,000万円等あります。

歳出は、簡易水道費減額1,610万円、予備費707万3,000円等であります。

議案第6号は、平成25年度木城町下水道事業特別会計補正予算第3号であります。

補正予算第3号は、予算の総額に歳入歳出それぞれ17万5,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ1億8,292万4,000円にするものであります。

歳入の主なものは、使用料及び手数料17万5,000円であります。

歳出は、公共下水道費減額661万円、予備費689万5,000円等であります。

議案第7号は、平成25年度木城町介護保険特別会計補正予算第3号であります。

補正予算第3号は、保険事業勘定の予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,800万円を減額し、予算の総額をそれぞれ5億9,151万4,000円にするものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金減額1,455万7,000円、支払基金交付金減額1,578万8,000円、県支出金減額558万5,000円等であります。

歳出の主なものは、保険給付費減額3,718万円等であります。

議案第8号は、平成25年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号であります。

補正予算第1号は、予算の総額に歳入歳出それぞれ234万1,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ6,334万1,000円にするものであります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料120万円、繰越金129万1,000円等であります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金155万1,000円、諸支出金121万2,000円等であります。

議案第9号は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてであります。

現在、宮崎県後期高齢者医療広域連合、（公益財団法人）宮崎県市町村振興協会、（公益財団法人）宮崎県環境整備公社は、宮崎県を始め、県内各市町村から職員が派遣され、通常業務の管理運営が行われております。

今回、本町においても、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき、必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものでございます。

議案第10号は、職員の特殊勤務手当に関する条例の制定についてであります。

後ほど提案いたします、議案第15号「一般職の職員の給与に関する条例」の一部改正に合わせて、特殊勤務手当の種類及び感染症や家畜伝染病の防疫作業等や特殊な業務に従事する職員に対し、1日当たりの手当での支給額や支給の方法等を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

議案第11号は、コミュニティ施設中之又笑楽校の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

中之又小学校の廃校に伴い、校舎を中之又地区住民の親睦、自治意識の高揚、地域振興の場として活用するため、コミュニティ施設「中之又笑楽校」の設置及び管理について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものでございます。

議案第12号は、木城町ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

木城町ふれあいプラザの建設に伴い、その設置及び管理について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

議案第13号は、木城町石河内活性化センターの設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

平成24年度から農林水産省の「農山漁村活性化プロジェクト交付金事業」や「平成25年度地域力磨き上げ応援事業」の補助を受け、石河内活性化センターとして、旧石河内小学校の校舎の改築及び炊飯棟の整備が3月末に完成の予定でございます。

今後、円滑な施設の管理運営を行う上で、地方自治法第（昭和22年法律第67号）244条の2第1項の規定に基づき、「木城町石河内活性化センターの設置及び管理について」必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

議案第14号は、木城町営マイクロワンマン自動車運行条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

現在運行しております町営バス3路線、中原線、岩戸線、石河内線に、新たに中之又線を路線に加えて、月2回の運行を開始することに伴い、運賃を定めるものであります。

また、これまでの中原線、岩戸線、石河内線に、新たに65歳以上の高齢者を対象する定期券を追加するため、木城町営マイクロワンマン自動車運行条例の一部を改正するものであります。

議案第15号は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本町においても、宮崎県や近隣町に合わせて、感染症や家畜伝染病等の予防や対策など、特殊な勤務に対し、その作業に従事する職員へ特殊勤務手当を支給できるようにするため、また、4月から中央保育所の名称をめばえ保育園とすることに伴い、その保育所長の職名を保育園長へ変更するが必要となりましたので、あわせて一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第16号は、木城町畜産振興資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

口蹄疫や東日本大震災後、繁殖農家の離農により全国的な素牛不足が続いており、また、円安による飼料価格の高騰、枝肉価格の低迷など、特に肥育農家は厳しい経営を強いられている状況にあります。

現行の条例は、施行規則と重複している事項が多いため、今回、設置目的や基金の額など、条例に必要な条項の見直しを行い、畜産を取り巻く環境の変化等迅速に対応できるよう条例の一部を改正するものであります。

議案第17号は、社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

社会教育法（昭和24年法律第207号）の一部改正により、社会教育委員の委嘱の基準を、文部科学省令で定める基準を参酌するように改めるため、社会教育委員設置条例の一部を改正するものであります。

議案第18号は、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害弔慰金の支給等に関して、災害弔慰金を支給する遺族の順位を、改正するものであります。

議案第19号は、木城町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

新保育所の建設に伴い、木城町立保育所の名称を「めばえ保育園」とし、その位置を「木城町大字椎木4246番地」とするため、木城町立保育所設置条例の一部を改正するものであります。

議案第20号は、木城町一時保育事業実施に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

一時保育事業につきましては、平成26年4月1日から、新保育所（めばえ保育園）で実施することに伴い、実施施設の名称を変更するため、木城町一時保育事業実施に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第21号は、木城町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これまで住宅使用料は、公の施設の使用料として税と同じ取り扱いをしてまいりましたが、最高裁判例は、私債権として取り扱いすべきとの判断であり、今回、水道料金と同じく私債権として、平成26年4月から督促手数料を徴収しないこととするため、木城町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第22号は、木城町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これまで住宅使用料は、公の施設の使用料として税と同じ取り扱いをしてまいりましたが、最高裁判例は、私債権として取り扱いすべきとの判断であり、今回、水道料金と同じく私債権とし

て、平成26年4月から督促手数料を徴収しないこととするため、木城町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第23号は、木城町営一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これまで住宅使用料は、公の施設の使用料として税と同じ取り扱いをしてまいりましたが、最高裁判例は、私債権として取り扱いすべきとの判断であり、今回、水道料金と同じく私債権として、平成26年4月から督促手数料を徴収しないこととするため、また、町営住宅は、低所得の住宅困窮者に対する賃貸住宅に対し、町営一般住宅は、人口増加及び人口町外流出の抑制を図るための住宅として建設されたものであり、住宅管理上支障がない場合に限り、住宅用途以外の一部併用もできるよう、木城町営一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第24号は、木城町山村定住住宅の設置、管理及び譲渡に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これまで住宅使用料は、公の施設の使用料として税と同じ取り扱いをしてまいりましたが、最高裁判例は、私債権として取り扱いすべきとの判断であり、今回、水道料金と同じく私債権として、平成26年4月から督促手数料を徴収しないこととするため、木城町山村定住住宅の設置、管理及び譲渡に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第25号は、木城町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

消費税及び地方消費税が、平成26年4月1日から改正されることに伴い、木城町簡易水道事業給水条例の一部を改正するものであります。

議案第26号は、木城町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

消費税及び地方消費税が、平成26年4月1日から改正されることに伴い、木城町下水道条例の一部を改正するものであります。

議案第27号は、木城町健康増進センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてであります。

木城町健康増進センターにつきましては、新たに「木城町ふれあいプラザ」を建設したことに伴い、行政財産の用途を変更し、木城温泉館「湯らら」の施設とするため、当該施設にかかる設置及び管理に関する条例を廃止するものであります。

議案第28号は、平成26年度木城町一般会計予算であります。

平成26年度予算は、歳入歳出それぞれ39億6,900万円を年間予算として編成し、前年度当初予算40億1,200万円と比較し、1.1%の減となりました。

歳入の性質別財源の割合では、自主財源が32億8,728万円で予算総額の82.8%を占め、依存財源は6億8,172万円で17.2%となっております。

自主財源は、町税、使用料及び手数料、繰入金、諸収入等が主なものであります。

依存財源は、地方譲与税、地方消費税交付金、地方交付税、国県支出金等であります。

歳出の性質別割合では、義務的経費43%、一般行政経費42.8%、投資的経費14.2%となっております。費目ごとの、歳入歳出予算の概要につきましては、別添資料のとおりであります。

議案第29号は、平成26年度木城町国民健康保険事業特別会計予算であります。

平成26年度予算は、歳入歳出それぞれ8億4,800万円を年間予算として編成し、前年度より0.2%の減となりました。

歳入の主なものは、国民健康保険税1億6,429万9,000円、国庫支出金2億1,253万1,000円、前期高齢者交付金1億3,108万円等であります。

歳出の主なものは、保険給付費5億3,332万3,000円、共同事業搬出金1億2,068万2,000円等であります。

議案第30号は、平成26年度木城町簡易水道事業特別会計予算であります。

平成26年度予算は、歳入歳出それぞれ1億1,100万円を年間予算として編成しました。

歳入の主たるものは、使用料及び手数料8,201万3,000円、繰入金2,334万9,000円等であります。

歳出の主なものは、簡易水道費で人件費や維持管理費、工事請負費等の6,401万8,000円、公債費4,509万円等であります。

議案第31号は、平成26年度木城町下水道事業特別会計予算であります。

平成26年度予算は、歳入歳出それぞれ1億7,800万円を年間予算として編成しました。

歳入の主なものは、使用料及び手数料2,965万1,000円、繰入金1億4,500万1,000円等であります。

歳出の主なものは、公共下水道費で人件費や施設管理費等の7,031万9,000円、公債費1億621万4,000円等であります。

議案第32号は、平成26年度木城町介護保険特別会計予算であります。

平成26年度予算は、保険事業勘定を歳入歳出それぞれ6億3,000万円、サービス事業勘定を歳入歳出それぞれ1,120万円として編成しました。

保険事業勘定の歳入の主なものは、保険料7,938万円、国庫支出金1億6,440万9,000円、支払基金交付金1億6,654万3,000円、繰入金1億3,751万8,000円等であります。

歳出の主なものは、総務費の人件費と経常経費で4,397万1,000円、保険給付費で介護サービス給付費等の5億6,937万8,000円等であります。

サービス事業勘定の歳入の主なものは、サービス収入337万8,000円、繰入金780万7,000円等であります。

歳出の主なものは、サービス事業費884万9,000円、総務管理費217万8,000円等であります。

議案第33号は、平成26年度木城町後期高齢者医療特別会計予算であります。

平成26年度予算は、歳入歳出それぞれ6,800万円を年間予算として編成しました。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料3,641万3,000円、繰入金3,147万4,000円等であります。

歳出の主なものは、総務費の人件費と経常経費等で727万9,000円、後期高齢者医療広域連合納付金6,005万5,000円等であります。

議案第34号は、木城町健康増進センターの指定管理者の指定期間の変更についてであります。

木城町健康増進センターにつきましては、木城町社会福祉協議会を指定管理者として、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの指定期間としていましたが、新たに「木城町ふれあいプラザ」を建設したため、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの指定期間に変更するものであります。

議案第35号は、木城町ふれあいプラザの指定管理者の指定についてであります。

木城町ふれあいプラザにつきましては、木城町社会福祉協議会を指定管理者として指定し、指定の期間を平成26年4月1日から平成28年3月31日までとしておりましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第36号は、第5次木城町総合計画基本構想についてであります。

第4次の木城町総合計画につきましては、平成16年度から平成25年度を目標年次に策定していましたが、今回、経済情勢や産業構造の変化、少子・高齢化問題、環境問題などの社会情勢上、本町が目指すべきまちづくりの方向性を明確にする必要がありますので、総合計画を策定するものであります。

なお、平成26年2月25日木城町総合計画審議会生田会長より策定の答申を受け取りました。

第5次木城町総合計画は、平成26年度から平成35年度を目標に10カ年計画を策定するものです。

計画の策定に当たっては、目指すべき町の将来像を「みんなで創る明日に向けて翔くまち木城」として、人と自然に優しく、安心して暮らせ、互いに協力し助け合いながら未来を開いていくまちづくりを基本目標としています。

今後、これらの基本目標のもとに、暮らしやすく魅力的な明るい木城のまちづくりを達成するために、総合的かつ効果的な諸施策を積極的に展開していくための指針として、総合計画の基本構想を策定するものであります。

議案第37号は、西都児湯いじめ問題調査委員会の共同設置についてであります。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項に規定する附属機関を、地方自治法第252条の7第1項の規定により、木城町は、西都市、高鍋町、新富町、西米良村、川南町及び都農町と共同で設置することについて、別紙のとおり規約を定め、協議を行うため、地方自治法第252条の7第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第38号は、西都児湯いじめ問題対策専門家委員会の共同設置についてであります。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第3項に規定する附属機関を、地方自治法第252条の7第1項により、木城町は西都市、高鍋町、新富町、西米良村、川南町及び都農町の教育委員会が共同で設置することについて、別紙のとおり規約を定め、協議を行うため、地方自治法第252条の7第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、これが侵犯された場合は、その救済のため速やかに適切な処置をとるとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることを使命といたしております。

現委員の大坪信廣氏が平成26年6月30日をもって任期満了となりますので、その後任として、金永俊一氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

なお、委員の任期は3年間となっております。

以上、提案理由の説明を終わります。ご審議いただき、議決くださるようお願い申し上げます。

○議長（甲斐 政治） 町長の提案理由説明が終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時15分休憩

午前10時25分再開

○議長（甲斐 政治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第44. 委員会付託の省略

○議長（甲斐 政治） 日程第44、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第1号から議案第8号及び諮問第1号に至る議案については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第8号及び諮問第1号に至る議案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第45. 議案に対する質疑

○議長（甲斐 政治） 日程第45、議案に対する質疑を行います。

これより、提案されました議案第1号から諮問第1号に至る議案の1議案ごとの質疑を行います。

まず、議案第1号から議案第8号に至る議案については、委員会の付託を省略することに決定いたしましたので、日程を繰り上げ、質疑、討論、採決までとし、諮問第1号については質疑を行い、討論、採決は最終日に行うことといたします。

なお、採決は起立によることといたします。

次に、議案第9号から議案第38号に至る議案については、総括質疑といたします。

まず、議案第1号専決処分の承認を求めるについて、損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。議案第1号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより議案第1号に対する討論を行います。

本案に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号専決処分の承認を求めるについて、平成25年度木城町一般会計補正予算第5号を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第2号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより議案第2号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号平成25年度木城町一般会計補正予算第6号を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第3号に対する質疑はありませんか。3番。

○議員（3番 原 博君） 6ページです。

繰越明許費、項目ごとにお願いたいたしますが、なぜ繰り越したのかについて伺います。

それと、次に、11ページですが、債務負担行為補正、木城町新保育園開園式典用具貸借料3万4,000円、これについては、多分年度替りかなと思うんですが、それについても伺います。

次に、13ページ、債務負担行為補正で、木城町児童館指定管理料が平成26年度から上がっております、そのわけが書いてありますが、受託人員1名増やしておりますが、これについての理由をお伺いいたします。

○議長（甲斐 政治） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（中村 宏規君） まず、繰越明許費の中の子ども・子育て支援新制度システム改修事業でございますが、これにつきましては、現在国のほうで子ども・子育て関連法案にて、児童福祉法、子ども・子育て支援法、それから認定こども園法が改正されました。それに伴いまして、子育て環境の整備を図る一貫としまして、さまざまな保育ニーズに合わせた、保育ができるようにするため、保育料の算定方法が全面改正される予定でございます。

それに対応するため、もう契約は発注しておりますが、今年度の3月までには間に合わないの繰越明許として繰り越すものでございます。

○議長（甲斐 政治） 産業振興課長。

○産業振興課長（間吉田辰郎君） 初めに林業費関係でございますけど、これ井上林産に相乗するもので、県の交付決定がおくれた関係でございます。それと、下の災害復旧なんですけども、これ隣接地を県が災害復旧しております。それぞれ、これも業者とかそういったものがなかなか決まらなくて、発注がおくれた関係で、町の工事が年度内に終わらないと、そういった状況でございます。

○議長（甲斐 政治） 企画課長。

○企画課長（淵上 達也君） 木城温泉館湯ららの屋外施設整備工事についての繰り越しについてでございますが、これについては、県の口蹄疫復興ファンド事業助成事業におきまして、平成24年度の繰り越し事業、そして平成25年度の予算で事業を行っております。

そして、その平成24年度の事業におきまして、湯ららの排水のところを切原川に出す水路がございますが、その水路の中に16平米の民有地があることがわかりました。その民有地の所有者に対して所有者が亡くなられておられましたので、相続を調べましたところ9名の相続権利者があるということで、それを、登記するために7月の終わりまでその登記がかかったこととなります。

それで、それを終わらして、土木事務所のほうに切原川のほうへの排水工事を申請しましたところ、増水期であるということで、その増水期を避けて工事をしてほしいということになりましたので、24年度の事業が2月まで伸びたという形になります。

それで、25年度の事業がその工事が終わってからでないと工事ができないので、26年度への繰り越しをするということでございます。

以上です。

○議長（甲斐 政治） これで全部かね。福祉保健課長。

○福祉保健課長（中村 宏規君） 続きますが、債務負担行為補正の件でございますが、まず11ページの木城町新保育園開設式式典用具賃借料でございますが、7月1日に除幕式をやる予定でございます。その資材につきましては、26年度中に発注しないといけませんので、その行為を行うために債務負担行為の補正を行うものです。

続きますが、13ページの債務負担行為補正につきまして、木城町児童館指定管理料につきまして増額をさせていただいておりますが、これにつきましては、人員の1名の増と、光熱費等の管理経費を委託料に含めるということで備考のほうに書いております。

お尋ねの雇用につきましてですが、まずこれは椎木児童館の利用者の問題でございます。

椎木児童館につきましては、2月末現在で今延べ1万5,258人の方が利用されております。1日当たりの平均利用者数は、約57人ということになっておりますが、これにつきましては、土曜日とか、夏休みとか、そういうその利用者が少ない日があります。通常の月曜日から金曜日

につきましては、70人を超えるような状況でございます。

そのため、今現在3名で行っておりますが、1人当たり23人の子供を見ないといけないということです。郡内の状況を調べてみましたが、高鍋町が大体職員数が35人の子供に対して5人、1人当たり7名です。川南町が同じく1人当たり7名、都農町が1人当たり11名ということで、とりあえず26年度に1名の増加をさせていただきたいと考えております。

ただし、その1名ふやしたとしましても、1人当たり18人という数字でございます、それに加えまして、現在問題のある子供たちもおります。そういう子供たちがおりますため、1人がつききりになるような状況も生じてきております。そこで、27年度におきましては、26年度の状況を見ながら、さらにもう1名、職員1人をふやす余地を残しておきたいということで考えております。これは、必ず27年度にさらに1名ふやすということではなくて、26年度の状況を見ながら考えるということございまして、その1名の余地を残すということでございます。

債務負担行為補正につきましては、限度額を定めるというものでありますので、その中で考えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（甲斐 政治） ほかに質疑はありませんか。3番。

○議員（3番 原 博君） 次に27ページの諸収入のその他の雑入で、189万5,000円入っておりますが、これについてお伺いいたします。

○議長（甲斐 政治） 町民課長。

○町民課長（押川 道彦君） 承りました、その他雑入でございますが、これにつきましては、24年度西都固有環境整備組合負担金の生産確定に伴うものでございます。

内訳につきましては、クリーンセンター分の188万6,000円、それと斎場分の9,000円でございます。

以上です。

○議長（甲斐 政治） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 以上で議案に対する質疑を終わります。

これより議案第3号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定するこ

とに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号平成25年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第4号に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより議案第4号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することとに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成25年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算第4号を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第5号に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより議案第5号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することとに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号平成25年度木城町下水道事業特別会計補正予算第3号を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第6号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより議案第6号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成25年度木城町介護保険特別会計補正予算第3号を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第7号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより議案第7号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号平成25年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第8号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより議案第8号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

これより質疑を行います。諮問第1号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第9号から議案第38号に至る議案に対する総括質疑を行います。

まず、議案第9号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第9号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第10号職員の特殊勤務手当に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第10号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号コミュニティー施設中之又笑楽校の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第11号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第12号木城町ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第12号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第13号木城町石河内活性化センターの設置及び管理に関する条例の制定について

を議題といたします。

議案第13号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第14号木城町営マイクロワンマン自動車運行条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第14号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第15号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第15号に対する総括質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第16号木城町営畜産振興資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案第16号に対する総括質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第17号社会教育委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第17号に対する総括質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第18号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第18号に対する総括質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第19号木城町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第19号に対する総括質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第20号木城町一時保育事業実施に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第20号に対する総括質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第21号木城町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第21号に対する総括質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第22号木城町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第22号に対する総括質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第23号木城町営一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第23号に対する総括質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第24号木城町営山村定住住宅の設置、管理及び譲渡に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第24号に対する総括質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第25号木城町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第25号に対する総括質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第26号木城町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第26号に対する総括質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第27号木城健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

議案第27号に対する総括質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第28号平成26年度木城町一般会計予算を議題といたします。

議案第28号に対する総括質疑ありませんか。3番。

○議員（3番 原 博君） まず110ページです。衛生費、下水道費の繰入金900万円については何なのか。

それと127ページ、商工費、公園費は昨年より2倍強となっておりますが、工事請負費4,723万円は何なのか。テニスコートはどこに整備するのかを伺います。

それと、次に139ページ、土木費、住宅費の公営住宅工事請負費1,667万5,000円はどこなのかお伺いします。

○議長（甲斐 政治） 環境整備課長。

○環境整備課長（石井 雄二君） 110ページの下水道費の900万円繰入金であります。これは宅地内の浄化槽を整備するやつの個人補助金がありますけども、その財源として地域振興基金を900万円繰り入れをするというものであります。

それから、関連ていいますか環境整備課関係ですが、公営住宅の工事請負費1,667万5,000円についてであります。リバーサイドコスモスの塗装工事、それから中川原住宅の電力が現在20アンペアの電力になっておりまして、その分を30アンペアに変えてやろうと、エアコンが使えないというような状況もありまして、30アンペアに中川原住宅切りかえるという工事があります。

○議長（甲斐 政治） 企画課長。

○企画課長（淵上 達也君） 127ページの工事請負費4,723万円についてお答えいたします。

これについては、テニスコートの新設工事が450万円、すいません4,500万円、中八重緑地公園加圧ポンプ外柵工事49万円、これは元九電の工事事務所が中八重緑地公園の前にあり

ましたが、そこに水道用の加圧ポンプがございます。それが人が常に触れられる状況になっていきますので、それを安全性を守るために外柵をつくりたいということで49万円を計上しております。

それから、174万円が比木神社観光トイレ下水道工事でございます。今まで比木神社につきましては浄化槽でやっておりましたが、下水道へ加入するというので、その下水道加入工事代174万円を計上しております。

質問にありましたテニスコートの場所についてですが、石河内小学校の運動場の東側をメインにつくりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（甲斐 政治） ほかに質疑ありませんか。3番。

○議員（3番 原 博君） そのテニスコートはどういったものをつくるんですか。例えば、先ほど町長が言われたように将来の子供たちに、将来の人たちに負担残さないといってくれ、設備投資ばかりやってるといけないと思うんです。どういった考えでテニスコートを新設するのか伺います。

○議長（甲斐 政治） 企画課長。

○企画課長（淵上 達也君） 郡内のテニスコートの状況を見ますと、西都市には芝入りのテニスコートが6面、高鍋町には人工芝が4面、川南町にはクレーコートが4面、川南町には2面、都農町には3面という形でテニスコートが今ある状況でございます。利用につきましては、中学生から一般の方の利用が多いということで、その町内市内の方が利用されているのが多いという状況であります。

木城町におきましては、テニスコートが中学校のグラウンドの横にありますけれども、木城町のスポーツ少年団におきましては練習をわざわざ高鍋に行って練習をしている状況というふうに伺っております。

それで、町内に一般に利用できるコートがないという部分と、石河内地区にスポーツランドという形で合宿を招くためには、総合的なスポーツができる施設もということで、テニスコートの建設を考えております。

それで、むやみに一般財源を利用して単独でテニスコートをつくるというのは問題がありますので、t o t oのほうに2,000万円の補助をしまして、約2分の1の補助がつくというような形でテニスコートを計画したところでございます。

以上です。

○議長（甲斐 政治） ほかに質疑はありませんか。2番。

○議員（2番 堀田 廣幸君） まず75ページの庁舎建設費の中で、工事請負費2億5,000万

円余りありますが、工事の中にはエレベーターの設置を含むというこの前説明がありました。完成後のエレベーターの、例えば法定点検とかそういうものの管理費は年間どれぐらいかかるのか。

それと、人口が全然違いますから近隣の町、新富、高鍋、川南ぐらいとの町民がエレベーターを利用する頻度これは調査がされているのか、調査がされているとすればどれくらい町民が利用されてるのかお聞きしたいと思います。

○議長（甲斐 政治） 総務課長。

○総務課長（横田 学君） ただいま2番議員からのお尋ねですが、まずエレベーターの管理費が幾ら係るかということでございますが、先日の全協のときにこういった構想でという説明を副町長のほうが申し上げたと思いますが、これから具体的に何人規模のエレベーターを設置するのかということで当然管理費が変わってきますので、これから細に詰めていきたいというふうに考えております。

それから、エレベーターの設置につきましてはその利用者が何人いるかということではなくて、公共施設におけるバリアフリーを進めるという観点から整備を進めるものでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（甲斐 政治） ほかに質疑ありませんか。2番。

○議員（2番 堀田 廣幸君） 129ページお願いします。えほんの郷事業費であります。講演委託費ほかということで、講演委託については昨年の12月補正で増額補正をされましたので、指定管理費の中に組み込まれましたので、相変わらず26年度も講演委託費を出すこの中身は何なのか1点。

もう1つは、工事請負が幾らでしたですかね、229万3,000円あります。昨年度公的ファンドで2,800万円程度で周辺工事も既に終了していると思いますが、新たにまた工事をされる内容は何でしょうか。2点目。

それから3点目はその指定管理費、2,430万円組まれておりますが、12月の補正増額でそれまで2,200万円だったのを162万円増額して2,262万円と、26年27年は、2,262万円ですが、その2,430万円との差が170万円程度ありますが、この差は何でしょうか。その3点です。

それからもう1点の質問は、140ページ、消防費であります。総務課長お尋ねしますが、前年度に比べるとこの非常備消防費と施設費を合わせて約2,900万円ぐらいの減額になってるわけですね。そのうち昨年度は再生可能エネルギーの補助事業がありましたので、1,700万円それを差し引いても1,000万円以上減額なわけです。私は、26年度消防予算が1,000万円以上ふえるんだなというふうに考えておりました。

というのは、消防庁ですかね26年ぶりに消防備品の消防署並みにそろえなさいと。これは26年度から国が交付金にその分を上乗せして配分するのということの報道がありました。これは義務化ではないのかどうか、任意でいいのか、いずれはこれを装備せなさいということになれば、専門家を前にしてあれですけども、木城町の消防団でも最低このGPS付きのタブレット端末、あるいは夜間の事故の場合の灯光器、それからエンジンカッターといいですか、がれきなどを切っていくとかエンジンカッターというんですか、それぐらいは最低限これはいつ事故が起こるから早目に装備をすべきだと思いますが、その3つ。まずこれは導入計画はないのかどうか1点。

それから、消防庁が示したのはいわゆる義務化なのか任意なのか。それと、町でのその導入時期、その3点だけわかればお願いします。

○議長（甲斐 政治） 企画課長。

○企画課長（淵上 達也君） 企画課長。129ページの質問に対してお答えします。

まず委託料のところ、えほんの郷管理運営、すいません講演委託ほかというふうに出てきますが、これ費目が講演委託ほかという費目になっておりまして、講演委託の補助ではございません。

これにつきましては、絵本の郷で商品管理システムというコンピューターのソフトで大量の絵本を管理しておるわけですが、それにつきましてウインドウズXPの保守がなくなるということで、バージョンをアップさせて新たなOSでも対応できるようにしたいということで、47万4,000円委託料で掲げております。

それから、工事請負費の受付等デッキ改修工事ですが、これにつきましては絵本の郷の受付棟のところからステージ側に出るデッキ、飛び出してるデッキがございますけども、そのデッキが非常に傷んでるということで監査委員のほうから指摘を受けたところでございます。

小さな修理につきましては、今までえほんの郷の従業員で行ってまいりましたがその傷みが非常に激しいということで、受付棟のデッキの改修工事を229万3,000円上げております。

それから、えほんの郷の管理運営委託費につきましては、消費税が5%から8%に上がる3%分の消費税を上げさせておりますので、金額が上がっております。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 総務課長。

○総務課長（横田 学君） ただいま2番議員からお尋ねがありました。まず消防施設費で約2,000万円の減額があるというご指摘をいただいたわけです。

ご案内のとおり、議員からも発言がありましたがまず26年度はLED事業が終了したことによるものが1点であります。

それからもう1点は、消防車を昨年度は10部に購入して対応しておりますので、それを26年度には購入予定がないということで、約2,000万円ほどの減額になったと思っております。

それから、消防備品についてのご質問でありましたが、これは指針として消防で備えるべきものとして定められているようでありますので、私としては各消防団がそれを設備を充実させる目標として理解をしてるところであります。既にライフジャケットとかいうものも今回上げられておりましたが、昨年度の予算で各部に5着ずつ、町としては早期にもう備品を備えているというものでもあります。

そのほかにも、トランシーバーは各部部長に1機、それからポータブルの発電機は各部に備えつけをもうしておりますので、そうした装備については、今回消防庁が出します指針よりか早目に手だてが打てるというふうに理解をしてるところであります。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 2番。

○議員（2番 堀田 廣幸君） 先ほどの絵本の郷の管理委託費、3%の増税を見込んでの増額、2,262万円に3%掛けてこの金額になりますか。

○議長（甲斐 政治） 企画課長。

○企画課長（淵上 達也君） 確認して答弁したいと思います。

○議長（甲斐 政治） ほか質疑ありませんか。1番。

○議員（1番 後藤 和実君） 109ページの高齢者健康増進費ということで408万7,000円組んでありますけども、健康教室委託料が290万9,000円となっております。これは月何回して、参加者がどのくらいおるのかを聞きたいと思います。

○議長（甲斐 政治） 町民課長。

○町民課長（押川 道彦君） 1番議員から質問がありました健康教室の委託料209万9,000円の内訳ですが、にこにこヘルスアップ教室につきましては、月4回の12カ月実施します。

それから、サンシャイン教室の保健センターのほうで実施します本校分でございますが、12カ月で月2回実施します。

それから、同じくサンシャイン教室でございますが、石河内のほうの分校開催ということで、月1回を行うことになっております。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 1番。

○議員（1番 後藤 和実君） 参加人数は。

○議長（甲斐 政治） 町民課長。

○町民課長（押川 道彦君） 町民課長。参加人数につきましては、申し込みとなっておりますので、教室の開催で積算しております。

○議長（甲斐 政治） ほか質疑ありませんか。1番。

○議員（1番 後藤 和実君） これは、なら去年もやってると思いますが、去年の実績に応じて予算が組んであると思うんですよね。だからこの人数ていうのはある程度把握された中で予算を組んでると思いますけど。

○議長（甲斐 政治） 町長。

○町長（田口 晃史君） サンシャイン教室、それから健康づくりですが、私年に2回は顔を出しますが、そのサンシャインのほうは10名前後で、もう1つのほうは私が行ったときには40名から大体50名ぐらいの間。これを開催するというところで人数掛ける云々ではございませんので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（甲斐 政治） ほか質疑ありませんか。2番、堀田議員の質疑については、詳細が分かり次第後で報告ということでよろしいですね。はい。

以上で本案に対する総括質疑を終わります。

次に、議案第29号平成26年度木城町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

議案第29号に対する総括質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第30号平成26年度木城町簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。

議案第30号に対する総括質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第31号平成26年度木城町下水道事業特別会計予算を議題といたします。

議案第31号に対する総括質疑ありませんか。3番。

○議員（3番 原 博君） 7ページです。歳入の繰入金であります。前年度が繰入金が1億3,100万1,000円で今年度が繰り入れが1億4,500万1,000円で1,400万円の増となっておりますが、特別会計予算は本来独立採算性でないといけないと思っておりますが、次世代を考えた場合にこういった状況をいつまで続けるのか、どのようにする考えなのかをお伺いいたします。

○議長（甲斐 政治） 環境整備課長。

○環境整備課長（石井 雄二君） 繰入金の状況ですけども、先ほども基金の繰り入れ900万円

ありましたけども、あの分をふやしたということでございます。

独立採算が原則でありますけども、宅地内の補助金、下水道整備補助金につきましては政策的なものもありまして、定住人口の増ということもありまして、そういうことから一般会計の繰り入れをするということで900万円を繰り入れをしているということで、その事業はいつまで続くかということなんですけども、現在90%以上の加入率が下水道区域内についてはあります。

今後、加入促進がある程度ていいますか、もう一通り加入は促進はしておりますけども、あと何年かでその補助金の見直しをする必要があろうかというふうに思います。それと、今では定住人口ということもひっくるめて一般会計からの繰り出しを行うということでございます。

○議長（甲斐 政治） 3番。

○議員（3番 原 博君） では、現在の債務残高は幾らあるのかお伺いします。

○議長（甲斐 政治） まだ時間かかりますかね。時間が要るようであれば暫時休憩いたします。
環境整備課長。

○環境整備課長（石井 雄二君） 手元に資料がないということで申し上げられません。

償還額の最大償還額については、来年度以降あたりが償還のピーク迎えるということでございます。最高額がですね。25年償還で5年間の利子軽減分を割りまして、来年度あたりから償還額のピークを迎えるということで、1億以上の償還額があるんですけども、それが20年近く続くということでございます。

詳細については、また報告をさせていただきます。

○議長（甲斐 政治） ほか質疑ありませんか。——以上で本案に対する総括質疑を終わります。

次に、議案第32号平成26年度木城町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

議案第32号に対する総括質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

次に、議案第33号平成26年度木城町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

議案第33号に対する総括質疑ありませんか。2番。

○議員（2番 堀田 廣幸君） 保険料の予算3,641万3,000円ですが、ほかの特別会計は昨年度当初予算とそうかわりないんですけども、この後期高齢者医療保険だけが金額直すと400万円、率に直すと12.8%も保険料を多く見てあるんですけども、この要因は何でしょうか。

○議長（甲斐 政治） 町民課長。

○町民課長（押川 道彦君） 2番議員から質問がありました保険料の関係でございますが、特別徴収関係保険料が内訳で2,708万5,000円。これにつきましては、保険料総額の3,611万4,000円等の案分率で75%になっております。

それから普通徴収分で、現年分902万8,000円、これにつきましても保険料の案分で25%となっております。それから滞納分で30万円、のせまして合計でなっております。

手元に詳細資料がちょっと持ち合わせて今おりませんので、委員会のところでまた質問、答弁したいと思います。

○議長（甲斐 政治） 2番。

○議員（2番 堀田 廣幸君） その保険料が上げるという前提で400万円やったのとは違うわけですか。4月から、今度2014年から改定ですよ保険料の。そのことが加味して400万円上げてあるのかというふうに理解したんですけれどもそうではないんですか。県平均で4.8%ぐらい保険料が上がりますよという報道がありますが、それに比べても12.8%と本町が県平均よりかはるかに高いと。上げ率が。それはなぜですかというのを質問したんです。まずこの12.8%を前年予算よりか上げたという要因は何ですかという、お答えください。

○議長（甲斐 政治） 町民課長。

○町民課長（押川 道彦君） 増額の要因につきましては、広域連合関係の負担金の積算等に伴いまして事業費が伸びた関係で増額予算を組んでおります。

○議長（甲斐 政治） ほかに質疑ありませんか。——以上で本案に対する総括質疑を終わります。

次に、議案第34号木城町健康増進センターの指定管理者の指定期間の変更についてを議題といたします。

議案第34号に対する総括質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第35号木城町ふれあいプラザの指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案第35号に対する総括質疑ありませんか。3番。

○議員（3番 原 博君） 8ページ、マイナス評価について、方向性というか基本の方向が示してありますけど、わかります8ページ、これにマイナス評価5項目について。

○議長（甲斐 政治） 今議案第35号のところですけども。

○議員（3番 原 博君） 違ったですね、済いません。間違えた。訂正します。

○議長（甲斐 政治） 改めて、議案第35号に対する総括質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第36号第5次木城町総合計画基本構想についてを議題といたします。

議案第36号に対する総括質疑ありませんか。2番。

○議員（2番 堀田 廣幸君） 13ページについて質問します。10年後の目指すべき人口規模、人口と世帯数の見通しということですが、ちょっと一般会計の関係でありますので詳しく読んでみたんですけれども、例えば一番下の老年人口割合、平成24年度29.8%超え昨年9月1日

現在であってますよね。

平成25年度は、もう先ほど町長の中にもありましたようにもう31.2なんですよ、高齢化比率。8年後の31.2と全く8年後と同じ高齢化比率、10年後には31.4しか高齢化ないていうことはこれどういう計算というか、考えのもとに推計されたのか。今1年間に1.4%ぐらい伸んでるんですよ本町の場合。これが10年後にわずかに0.2しか伸ばないと。年寄りが、ごめんなさい65歳以上の人が早く亡くなっていくという計算のもとなのか。

それと人口も同じです。その上段になりますけれども、これ住民基本台帳の人口ですからちよっと合わないんですけれども、26年の2月、現在は5,173人なんですよ。その数からいうと5年後には140人まだふえますよと。10年後にも86人ふえますと。これ人口の減少、あるいは65歳以上の高齢者割合は財政にもものすごく大きく影響するわけですよ。正確な数字、これは目指すべき人口だからそうかなあとも思ったんですけども、余りにも現実とかけ離れてるのではないかということ。

次の14ページを見ますと、その整合性が全くないんですよ。全国的には人口減少、超少子化、高齢を迎えて非常に大変な時代が来ますよと。いやしかし、木城町は違うんですわと、全国とは。こら逆に人口もふえていく、高齢化比率も全く増加はないんですよと、全く逆のことが書いてあると。これで認めてくださいと言われても、はいそうですかというわけにはいかないんですが、どういう計算をされましたか。

○議長（甲斐 政治） 企画課長。

○企画課長（淵上 達也君） まず人口についてお答えします。この13ページの5,259人の数値ですが、ここは中でうたっておりますように、今までは国勢調査をもとにする現住人口という形で人口を示しておりました。

ただし、木城町の場合はダムの工事の人数が、住民票を伴わない転出が非常にここ4、5年で多く出たということで、その国勢調査に基づく人口推計が非常に困難になっております。住基人口で出すと木城町に住民票を置いた人数ということで、実際の定住している人数を把握しやすいことで、今回は住基人口に基づいて推計をさせていただくということですね。

現在、住基人口は5,398人おります。5,259人ということは10年後には139名減るというような推計の数値になっております。といいますのが、なかなか難しいのが平成22年の10月1日現在の国調人口は5,177名でした。現在、平成26年の3月1日現在の人口が5,174名で3名しか、3年と4カ月たって減っておりません。それでなかなか国勢調査による人口に基づく推計が難しいということで、今回は住民基本台帳人口をもとに総人口を計算させていただいております。

それから、高齢人口についてですが、これは推計ていうのはその後年度後年度の数値ではなく

て、このトレンド法をもとにしてやったら25年度の数値はこのような数値になるという推計で
ございます。

ここに具体的な数値を当てはめると、その年その年のグラフが非常に動いてしまいますので将
来の人口推計が難しいということで、平成13年度から平成24年度の高齢人口の占める割合を
平成25年度から35年度までの14歳以下、あるいは15歳から64歳以下の人口の比率でい
きますと、おおむね65歳以上の人口は0.9229で割った数値がふえていくというような数
値になりますので、そのような想定をさせていただいております。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 2番。

○議員（2番 堀田 廣幸君） わかりますよ言われることは。ただその現実に遠くかけ離れてる
のを10年分の数字に変えたって、これが何になりますか。

課長が昨年の答弁されたように、亡くなられる方が平均でここ3年間80名、生まれてくる子
供が40名前後、転出転入が今の定住促進で同等であったと仮に仮定しても、40人は1年間に
自然減少なんです。10年たてば400人、これ確実に定住促進を続けて転出が同じというふ
うに仮定しても400名は減るとというのが普通の見方であるというふうに私は思うんです。

特に、この高齢人口についてももう既に31.2という、実勢といいますか数字が確定になっ
てるのに31.4と読むというのには余りにもかけ離れてるということを言いたいんですよ。

それは14ページで書かれてるからじゃあ質問しますけれども、今まで以上に木城町において
はこの10年間、今まで以上により具体的な対策を講じてこの数字を守る、この数字というのは
今の人口と高齢率、じゃあこの特別な今以上の具体的な対策、どういう対策をすれば人口がふえ
て高齢化比率が変わらないのか教えてください。

○議長（甲斐 政治） 企画課長。

○企画課長（淵上 達也君） 現状の人数の推計について、この総合計画をもとに推計をしておる
ところなんです。転入者の数がここ2年間で転出者を数十名上回っている状況になっておりま
す。（発言する者あり）今ですね。

それで、3年と5カ月たっても人口が3名しか減らない状況ということになってきますと、死
亡者に対して出生者数が確かに少ないですが、今年度につきましては出生者数が2月末までも
52名になっており、若い世代の転入者が家を建てて定住につながる人口が非常にふえていると
そういう状況もかんがみまして、高齢者に対する出生の割合がそれほど今後大きくならないので
はないか。それと転出者に対して転入者が相当人数ふえてきておりますので、増加にはなりませ
んけれども10年後の数値を先ほど言いましたように、住基人口で減るというような形で数値を
上げさせていただいております。

○議長（甲斐 政治） ほかに質疑ありませんか。3番。

○議員（3番 原 博君） すいません、先ほどは大変申しわけありませんでした。

再度8ページですね、アンケートをとっております。アンケートとるのはいいんですが、その基本方針があくまでも大まかであってつながっていない部分を感じております。

例えば違う分野ですが、保育所の名称についても「めばえ」になりましたけど、実際的にはアンケートで多かったのは「やまばと」だったんですよね。町民の考え方としては「やまばと」で押したかったんですけど、選考委員会の方たちで「めばえ」になってましたが、アンケートとったんだったらある程度町民の考えであるし参加してるわけですからそういう部分もくんでもらいたいし、このアンケートが職業の場や機会だとありますが、そういったものに対して基本構想でありますけど、具体的な目標であってどのように今後そういった木城町の、先ほどから出てますが定住促進に向けて企画課としては考え持っているのかをお伺いします。

○議長（甲斐 政治） 企画課長。

○企画課長（淵上 達也君） 就業の場の機会に対する不満であります、木城町におきましては誘致企業等を誘致しまして、雇用の機会の場を提供している状況であります。

具体名を上げますと、一番大きなところではダイシンキヤノンがありますけれども、そこが1,000名程度の従業員がおります。そこに木城町から通ってる住民は100名に満たない、実際には70名台の通う人数でございます。

実際は、募集しておりますので雇用の機会の場はあるのですが、その仕事は例えば自分にはきついかいというような形で、自分にとっての雇用の場がないというような不満でこのアンケートは上がってきていることも推察されます。

基本的に、例えば有効求人倍率に対して自分たちが仕事をどれだけ求めるかということに関しまして言えば、木城町の誘致企業が募集してる人数に対しては、非常に有効求人倍率はいいところまでいってるのではないかと、要するに職業の選択において雇用の場やその場所がないというような不満が出てきてるということで、これについては今後その仕事の、むしろ本当に仕事がほしいというのであればそういった就業の機会等を相談する窓口みたいなものをそういった役場のほうに設けまして、誘致企業等へのあっせんを行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 3番。

○議員（3番 原 博君） 商工業の振興とありますよね、19ページにみんなでつくる明日に向けて羽ばたくまちとありますが、商工業の人たちから話を聞くんですが、企画課の人たちの態度というかがちょっと、余りにもこうちょっとおごりがあるんじゃないかと感じることを言われます。もう少し謙虚に、お互いに愛情を持ってやっていかないとこういったまちづくりは難しい

と思いますが、それについてはどうですか課長。

○議長（甲斐 政治） 企画課長。

○企画課長（淵上 達也君） 愛情を持って商工のほうに努めてるものでありますが、この商工業の振興に対する不満というのは、商工会に対してアンケートを行ってるわけではありません。一般町民に対して行っているわけでありまして、その木城町に対して例えば町外に行かないと大型店舗がないとか、よそに行かないと自分のほしいものがそろわないというような部分の不満で、商工業の振興に対する不満というのが上がってきてるといふふうに判断しますので、企画課で聞かれましたけど企画としましては今後も商工会との連携を密にして、振興策を図っていきたいといふふうに考えます。

○議長（甲斐 政治） 3番。

○議員（3番 原 博君） だから木城町が商工業伸びるためには、そういった関係者と密に、愛情を持ってというのはそういう意味、密に連携を持ってやっていかないと、幾ら頭ごなしにこうだろうああだろう言ったってだめなんですよ。要はお互いが協力し合わないといけないことですから、そういった意味で言ってます課長。

○議長（甲斐 政治） 答弁が必要ですか。

○議員（3番 原 博君） 答弁いいです。

○議長（甲斐 政治） いいですか。

○議員（3番 原 博君） はい。

○議長（甲斐 政治） ほかに質疑ありませんか。以上で本案に対する総括質疑を終わります。

次に、議案第37号西都児湯いじめ問題調査委員会の共同設置についてを議題といたします。

議案第37号に対する総括質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第38号西都児湯いじめ問題対策専門家委員会の共同設置についてを議題といたします。

議案第38号に対する総括質疑ありませんか。2番。

○議員（2番 堀田 廣幸君） 議案37号、38号共通するんですが、これ大津市の中学男子のいじめの問題からこういうことになって、非常に原因の追究と責任の明確化といいますか、そこ辺がはっきりするための共同での委員会設置、大変意義のあることだとは思いますが。

しかしこれを読むと、その調査委員会とこの対策専門委員会の役割が全然理解できないんですよ。専門委員会はこのことをやるんだ、調査委員会はこのことというのがこの中には出てきてないんですが、一部の報道によりますと非常に重大ないじめの事件が起こった場合には

再調査するんだと。重大でないいじめてがあるのかどうかわかりませんが、ここで調査するのは重大ないじめ問題。重大でないいじめ問題はどこでやるのかという質問が1つ。

それから、そのいじめに関してこれは重大だ、これは重大でないいじめだというのを判断するのは誰がするのか。その市町村にある教育委員会、これはこのことに関しては全く出る幕がないといえますか、存在感がないように受けとめられるんですが、市町村の教育委員会の役割分担はこれが設置された後にはどうするのが、どういうことが、いじめに関してですよ、いじめに関してどういふことがあるのか。

一応以上3点だけ教えてください。

○議長（甲斐 政治） 教育課長。

○教育課長（加藤 伸一君） ただいまのご質問ですが、いじめの重大事態の判断ですが、これは明確に定められてるものではありません。一義的には、保護者の申し立てが重大であるという申し立てがあった場合には、それは全て重大事態として取り扱うというふうに定められております。

それから、教育委員会の役割ということですが、法律でその教育委員会のもとに機関を設けなさいというふうになっておりますが、これは法律では任意ということになっておりますけれども、その事態が発生した場合にその都度設置するというのには非常に無理があるということで、常時設置という形で西都児湯で共同で設置をするということにいたしました。

それから何だったですかね、あと1つ何だったですかね、教育委員会のほうの共同設置する機関につきましては、学校からこういう事例がありましたということがあった場合に報告を受けて、その報告に基づいてそのいじめの背景だとかそういったことについての調査をするという機関でございます。

そして、その調査結果の報告を受けまして、教育委員会から町長のほうにその内容についての報告をいたします。その報告を町長のほうで調査しましてまだ二次調査が必要であると判断した場合に、その調査委員会のほうに再度かけるという流れになります。

そのいじめの調査委員会のほうにかけた事例に対しましては、報告が町長のほうにございまして、その結果についてまた議会のほうに報告をするという流れで法律のほうはつくられております。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 2番。

○議員（2番 堀田 廣幸君） 専門委員会と調査委員会が2つできた理由があるはずですよ、だから仕事の分担が違うと思うんですよ。同じなら合併すればいい。

それはだから、例えばいじめ、市町村の教育委員会から保護者なり学校から連絡があつて、こういういじめの問題が発生してますと。それを判断して重大と認めれば町長が要請するわけです。

よね。教育委員会が要請じゃなくて市町村長に報告をしなさい。その報告を受けた町長が、そうだななおかつこれは重大じゃということでここに再調査を求めるわけでしょう、そのための設置。それがなければ何も共同で設置する意味がないんですけれども、それがなぜ2つあるんですかというのが1つ目の質問なんですよ。

それと、先ほど課長が言ったように重大、親から受けた相談については全て重大と。親が重大と思えば重大、いじめの重大問題。じゃあ全部重大なんです親が相談するていうことは。それを全てこの専門委員会が処理してくれるんですかというのを聞きたいんですよ。

○議長（甲斐 政治） 教育課長。

○教育課長（加藤 伸一君） 役割分担ということですが、まず最初に教育委員会のほうで受理というか報告を受けた分について、その専門家委員会で調査をしてもらうわけですが、まずこの専門家委員会ていいますのが弁護士とか大学教授とかていうのが想定されておるわけですね。

そこでいじめについて申し立てていうか報告があった場合に、教育委員会のほうから諮問といいますか専門家委員会のほうに諮問をしまして、そこで調査検討していただくと。その結果を受けて教育委員会が町長のほうに報告をするわけですね。

その報告を受けて、町長のほうでさらにまだその調査をする必要があると認めた場合には、その町長部局で設けております下部機関であります調査委員会ですかそちらのほうでするんですが、保護者にとりましては教育委員会のほうの調査だけでは納得ができないという場合もあるんじゃないかと。その場合には、町長部局でもう1回調査できるんですよということで、2段階にされたんじゃないかなというふうに考えております。

それから、先ほど言いましたいじめの重大事態ですが、一般的に考えれば自殺を行う可能性があるとか実際に自殺をしたとか、実際に傷害が起きたとかそういったことがあれば重大事態とは考えておりますが、法律といいますか基本方針の中では保護者のほうから重大事態だという申し立てがあればそれも重大事態として取り扱いなさいという指針が来ておりますので、先ほどのような答弁をした次第です。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 2番。

○議員（2番 堀田 廣幸君） もう1回だけ。教育委員会から町長に報告しますよね、こういう問題がありましたて。町長がそれを判断してこの再調査、その再調査するのはどちらが先、専門家委員会それとも調査委員会、多分調査委員会だと私は思うんですよ。ちょっと待って。

それは、再調査することはもう結果が出たいじめの問題でしょう。例えば自殺未遂があったと現に。それを調査してその自殺未遂をした原因、あるいは責任はどこにあったのかを再調査する仕事をするわけですから結果は。

じゃあその前に、市町村の教育委員会はその問題に対して何らかの処置というか対応るわけですね。その結果がそういう重大な事故につながったと、もう結果が出てしまったというのだけしか町長に報告して、町長はその調査、再調査要請はしないわけですね。

それだからその、いいです。議長済いませんいいです。わかりました。

○議長（甲斐 政治） いいですか。答弁はよろしいですか。

○議員（２番 堀田 廣幸君） はい、いいです。

○議長（甲斐 政治） また委員会のほうでお伺いしてください。

○議員（２番 堀田 廣幸君） 委員会があります。

○議長（甲斐 政治） ３番。

○議員（３番 原 博君） 今のですが、要するにだから専門家委員会に要望が上がった場合にそれをおろすということね、町側におろすということね、でいいですか。だから、加害者が被害者があって、それが例えば申請して上がったのを専門家委員会で審議して、それが重大であると判断した場合におろすということですか。教育長、今現時点で木城町いじめはあるですか。

○議長（甲斐 政治） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 現時点ではいろいろ、小学校中学校毎月定例的に生徒指導報告書が出てきますが、現在のところはいじめはないと聞いております。

それから、今いじめ防止対策推進法ですが、各小中学校にもその機関は設けて専門職の方を入れてそういう組織をつくるということにはなっております。そこで解決できない場合にということで、上に上がっていくという形になると思います。

以上です。

○議長（甲斐 政治） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上で本案に対する総括質疑を終わります。

以上で、議案第９号から議案第３８号に至る議案に対する総括質疑を終わります。

日程第４６．各常任委員会議案審査付託

○議長（甲斐 政治） 日程第４６、各常任委員会議案審査付託を議題といたします。

お諮りいたします。第１回木城町議会定例会に付託されました議案の審査については、お手元に別紙審査日程表が配付してあります。このとおり、おのおのの案件を各常任委員会に審査を付託し、本会期中にその審査結果を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、議案第９号から議案第３８号に至る議案

については、各常任委員会に付託審査することに決定いたしました。

日程第47. 散会

○議長（甲斐 政治） 日程第47、散会。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。明日、8日から9日までは休会。10日月曜日は本会議、午前9時開議で一般質問となっています。

本日はこれで散会といたします。

議員の方は控室にお願いいたします。

○事務局長（中井 諒二君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。ご苦労さまでした。

午前11時52分散会
